

盛岡広域振興局長告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和3年4月16日

盛岡広域振興局長 高橋 達也

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町中島字前郷77番7及び277番6	68.14	5.00	令和3年4月2日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。